現行	改 訂
(学生野球の基本原理)	(学生野球の基本原理)
第2条 学生野球における基本原理は次のとおりとする。	第2条 学生野球における基本原理は次のとおりとする。
① 学生野球は、教育の一環であり、平和で民主的な人類社会の	第2条 子生野球における基本原理は伏のこれりとする。 ① 学生野球は、教育の一環であり、平和で民主的な人類社会の形
形成者として必要な資質を備えた人間の育成を目的とする。	成者として必要な資質を備えた人間の育成を目的とする。
② 学生野球は、友情、連帯そしてフェアプレーの精神を理念と	② 学生野球は、友情、連帯そしてフェアプレーの精神を理念とす
する。	ప .
③ 学生野球は、学生野球、野球部または部員を政治的あるいは	③ 学生野球は、法令を遵守し、健全な社会規範を尊重する。
商業的に利用しない。	④ 学生野球は、学生野球、野球部または部員を政治的あるいは商
④ 学生野球は、一切の暴力を排除し、いかなる形の差別をも認	業的に利用しない。
めない。	⑤ 学生野球は、一切の暴力を排除し、いかなる形の差別をも認め
⑤ 学生野球は、アンチ・ドーピングの教育、啓発、対策への取り	ない。
組みを推進する。	⑥ 学生野球は、アンチ・ドーピングの教育、啓発、対策への取り組
⑥ 学生野球は、部員の健康を維持・増進させる施策を奨励・支	みを推進する。
援し、スポーツ障害予防への取り組みを推進する。	⑦ 学生野球は、部員の健康を維持・増進させる施策を奨励・支援
⑦ 学生野球は、国、地方自治体または営利団体から独立した組	し、スポーツ障害予防への取り組みを推進する。
織による管理・運営を理念とする。	⑧ 学生野球は、国、地方自治体または営利団体から独立した組織
	による管理・運営を理念とする。
(学生野球を行う機会の保障)	(学生野球を行う機会の保障 <mark>および部員の権利</mark>)
第4条 学生は、合理的理由なしに、部員として学生野球を行う機会	第4条 学生は、合理的理由なしに、部員として学生野球を行う機会を
を制限されることはない。	制限されることはない。
	2 部員は、学生として教育を受ける権利が保障される。
	3 部員は、本憲章に基づく学生野球を行う権利を有する。

(部員の権利と義務)

- 第5条 部員は、学生として教育を受ける権利が保障される。
- 2 部員は、本憲章に基づく学生野球を行う権利を有し、かつ本憲章 を遵守する義務を負う。

(学生野球に関わるすべての者の義務)

第5条 学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員、学生野球団体 の役職員および審査員は、本憲章および関係する学生野球団体の 定める規則を遵守する義務を負い、本憲章の理念に基づく学生野 球の実現を目指す。

(学生野球団体の青務)

- 第6条 学生野球団体は、本憲章の理念に基づく学生野球を発展 させることを責務とし、学生野球を組織し、試合・大会を開催する。
- 連盟または日本高等学校野球連盟に対し指導・助言を行う。
- 等学校野球連盟は各都道府県高等学校野球連盟を通じて、それ ぞれの加盟校の野球部活動について指導・助言を行う。
- 力する。
- 5 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、部員、 選手、指導者および審判員の登録に関する規則を定める。

(学生野球団体の青務)

- 第6条 学生野球団体は、本憲章の理念に基づく学生野球を発展さ せることを責務とし、学生野球を組織し、試合・大会を開催する。
- 2 日本学生野球協会は、本憲章の理念に基づき、全日本大学野球 | 2 日本学生野球協会は、本憲章の理念に基づき、全日本大学野球連 盟または日本高等学校野球連盟に対し指導・助言を行う。
- 3 全日本大学野球連盟は各地区大学野球連盟を通じて、日本高 | 3 全日本大学野球連盟は各地区大学野球連盟を通じて、日本高等 学校野球連盟は各都道府県高等学校野球連盟を通じて、それぞれ の加盟校の野球部活動について指導・助言を行う。
- 4 学生野球団体は、本憲章を実現するために、関係機関・団体と協 4 学生野球団体は、本憲章を実現するために、関係機関・団体と協力 する。
 - 5 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、本憲章を 実施するため、本憲章に抵触しない範囲で、それぞれ必要な規則を 定める。

(学生野球団体の役員の責務)

第7条 学生野球団体の役員は、本憲章を遵守し、本憲章の理念に 基づく学生野球の実現を目指す。

(審判員の責務)

第8条 学生野球団体の審判員は、本憲章を遵守し、本憲章の理 念に基づく学生野球の実現を目指す。

削除 ※改訂第5条に集約 (加盟校および指導者の責務)

- 第9条 加盟校および指導者は、本憲章を遵守し、本憲章の理念に 基づく学生野球の実現を目指す。
- 2 加盟校の学校長は、本憲章に基づく加盟校の義務を遂行するための最高責任者である。
- 3 加盟校の学校長は、適任者として認めた教員から当該加盟校の 部長を選任する。全日本大学野球連盟および日本高等学校野球 連盟は、それぞれ教員の範囲を定める。
- 4 加盟校の学校長は、適任者として認めた者から当該加盟校の監督、コーチなど指導者を選任する。
- 5 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、それぞれ、加盟校の学校長が、前2項により選任した者について、必要に応じて説明を求めることができる。

(加盟校および指導者の青務)

第 7 条 加盟校の学校長は、本憲章に基づく加盟校の義務を遂行するための最高責任者である。

(削除)

- 2 加盟校の学校長は、適任者として認めた教員から当該加盟校の部 長を選任する。全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟 は、それぞれ教員の範囲を定める。
- 3 加盟校の学校長は、適任者として認めた者から当該加盟校の監督、 コーチなど指導者を選任する。
- 4 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、それぞれ、 加盟校の学校長が、前2項により選任した者について、必要に応じて 説明を求めることができる。

第10条~第26条

(新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版に関する権利)

第27条 学生野球団体が、自己の主催する試合・大会に関わる新聞・通信記事、テレビ・ラジオの放送、出版物(以下「記事、放送、出版物」という。)について許諾を与えた場合には、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、当該試合・大会に関わって、その名称、氏名、肖像、映像および予め提供された個人情報を学生野球団体および許諾を得た者が記事、放送、出版物に使用することを承諾する。

第8条~第24条 ※条文番号が2つ繰り上げ

(新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版に関する権利)

第25条 学生野球団体が、自己の主催する試合・大会に関わる新聞・通信記事、テレビ・ラジオの放送、出版物(以下「記事、放送、出版物」という。)について許諾を与えた場合には、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、当該試合・大会に関わって、その名称、氏名、肖像、映像など一切の情報および予め提供された個人情報を学生野球団体および許諾を得た者が記事、放送、出版物に使用することを承諾する。

(注意・厳重注意)

第 28 条 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、本憲章に基づく学生野球を実現するために、学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員に対して注意または厳重注意をすることができる。

(注意・厳重注意)

第 26 条 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、本 憲章に基づく学生野球を実現するために、学生野球団体、野球部、 部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員が本憲章に違反 する行為(学生野球の基本原理に違反する行為を含む。以下同 じ。)をした場合には、注意または厳重注意をすることができる。

(日本学生野球憲章違反に対する処分)

第29条 日本学生野球協会は、学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員が本憲章に違反し、または前条の注意または厳重注意にしたがわない場合には、当該の者に対して処分をすることができる。

(日本学生野球憲章違反に対する処分)

第 27 条 日本学生野球協会は、学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員が本憲章に違反する行為をし、または前条の注意または厳重注意にしたがわない場合には、当該の者に対して処分をすることができる。

第 30 条~第 31 条

(学生野球団体の決定、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟の注意・厳重注意に対する不服申立)

- 第32条 学生野球団体が行った決定(日本学生野球協会の決定を除く。)および全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が行った注意または厳重注意に対して、対象者は日本学生野球協会規則で定めるところに従い、日本学生野球協会に対して不服申立ができる。
- 2 前項の不服申立に対する日本学生野球協会の決定に不服がある場合には、対象者は日本スポーツ仲裁機構に対して日本学生 野球協会が行った決定の取り消しを求めて仲裁の申立を行うこと ができる。

第 28 条~第 29 条 ※条文番号が2つ繰り上げ

(学生野球団体の決定等に対する不服申立)

- 第 30 条 学生野球団体が行った決定(競技中になされる審判員の判定を除く。)および全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が行った注意または厳重注意により不利益を受けた者は、当該決定等に対して、学生野球団体の定めた規則に従い不服申立ができる。
- 2 前項の不服申立に対する学生野球団体の決定に不服がある場合 には、不服を申立てた者は日本スポーツ仲裁機構に対して当該学生 野球団体が行った決定の取り消しを求めて仲裁の申立ができる。

(審査室の処分決定および日本学生野球協会の決定に対する不 服申立)

- 野球協会規則が定めるところに従い日本学生野球協会に対して 不服申立ができる。
- 2 前項の不服申立に対する日本学生野球協会の決定になお不服 がある場合には、対象者は日本スポーツ仲裁機構に対して前項の 日本学生野球協会の行った決定の取り消しを求めて仲裁の申立 を行うことができる。

第 34 条~第 35 条

(審査室の処分決定に対する不服申立)

- 第33条 審査室が行った処分決定に対して、被処分者は日本学生 第31条 審査室の処分決定を受けた者は、当該処分決定に対して、 日本学生野球協会が定めた規則に従い審査室に不服申立ができ る。
 - 2 前項の不服申立に対する審査室の決定になお不服がある場合に は、不服を申立てた者は日本スポーツ仲裁機構に対して前項の審査 室の行った決定の取り消しを求めて仲裁の申立ができる。

第32条~第33条